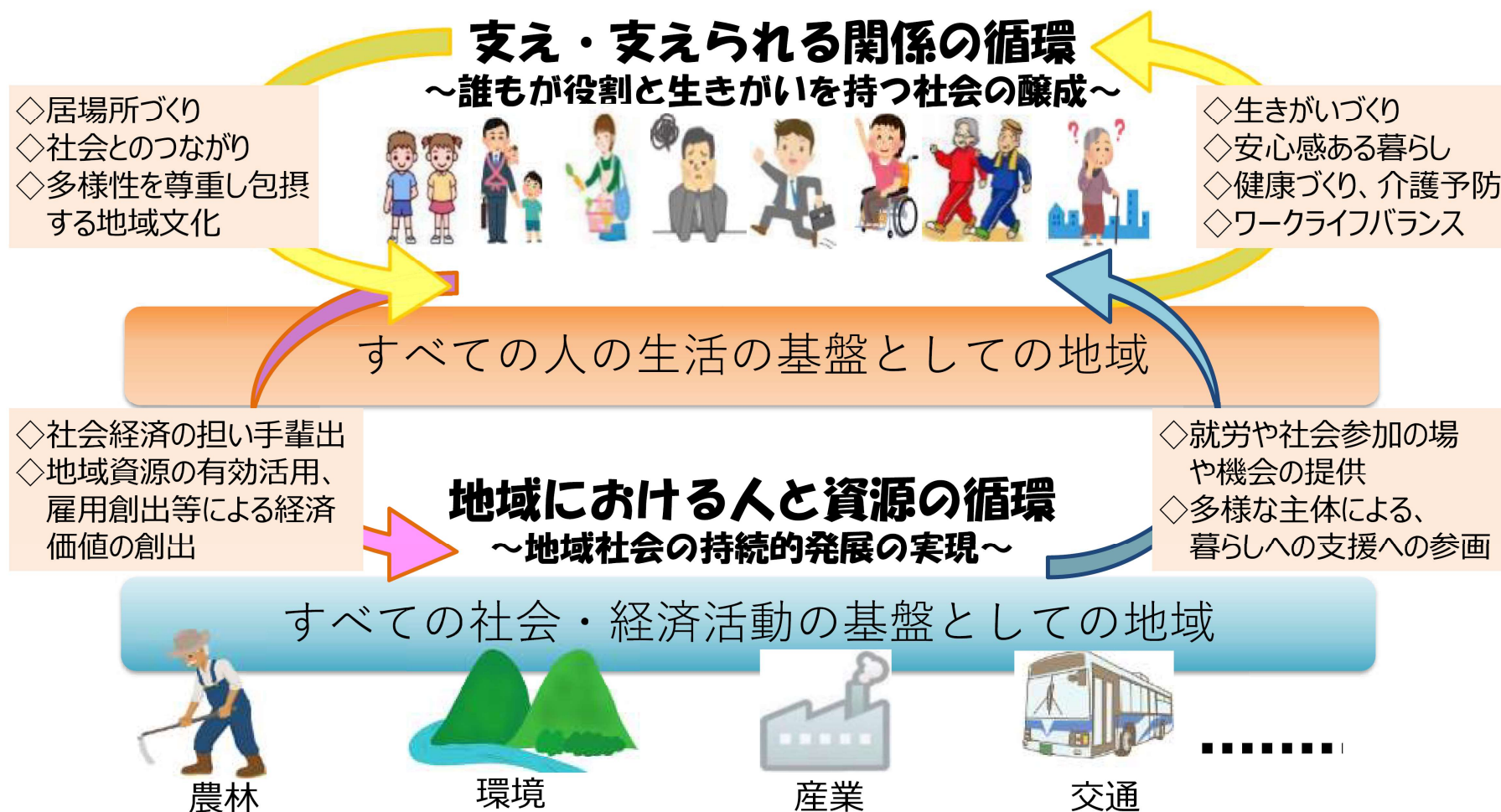


重層的支援体制整備事業について

長野市役所福祉政策課

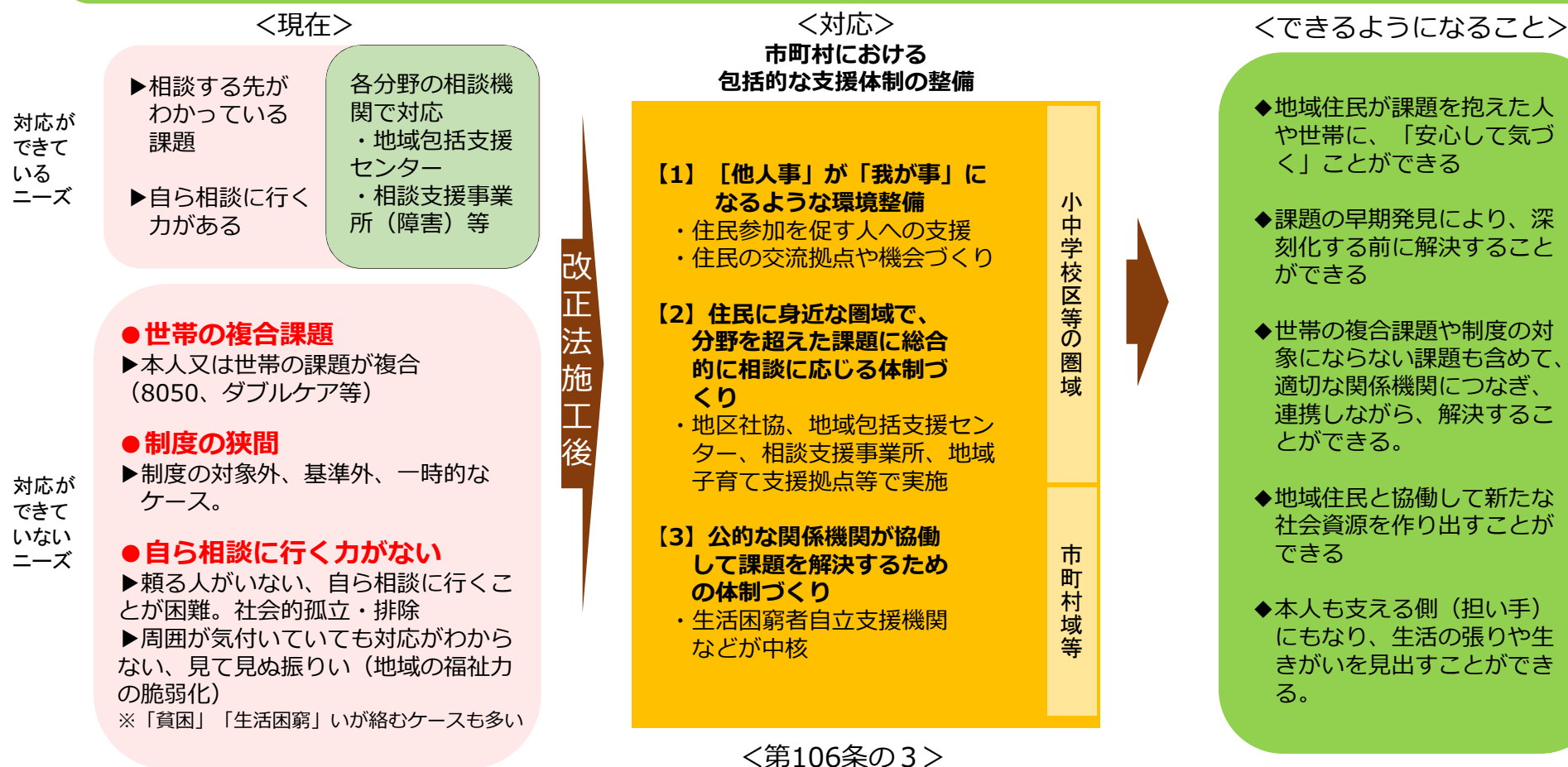
地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



地域共生社会と包括的支援体制が必要な背景

- ◆高齢、障害、児童等の各分野ごとの相談体制では対応困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立（時には排除）しているケースなどを確実に支援につなげる。かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援に必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりを行う。
- ◆既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携する体制づくりを行う。



包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進
(第4条第1項)

地域生活課題の把握、連携
による解決に向けた取り組み
(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備
(第106条の3)

重層的支援体制整備事業
(第106条の4)

地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の創設

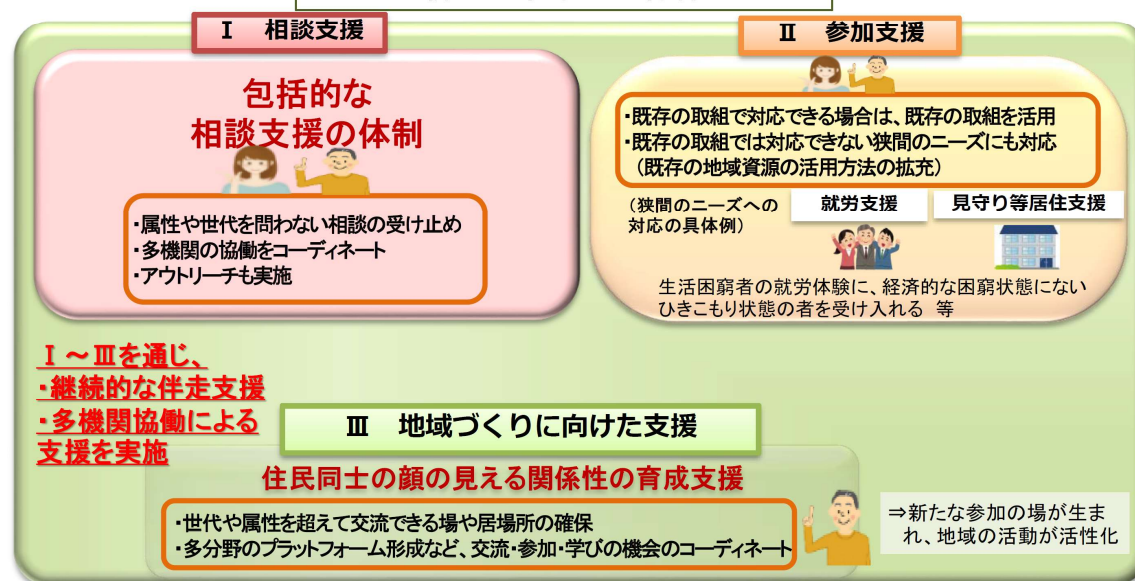
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。
 ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
 ○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

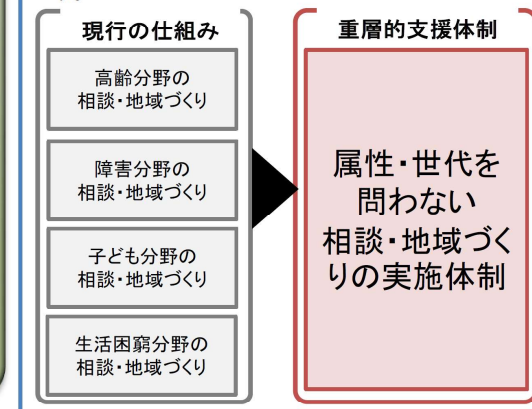
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
 ○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
 ○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

新たな事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

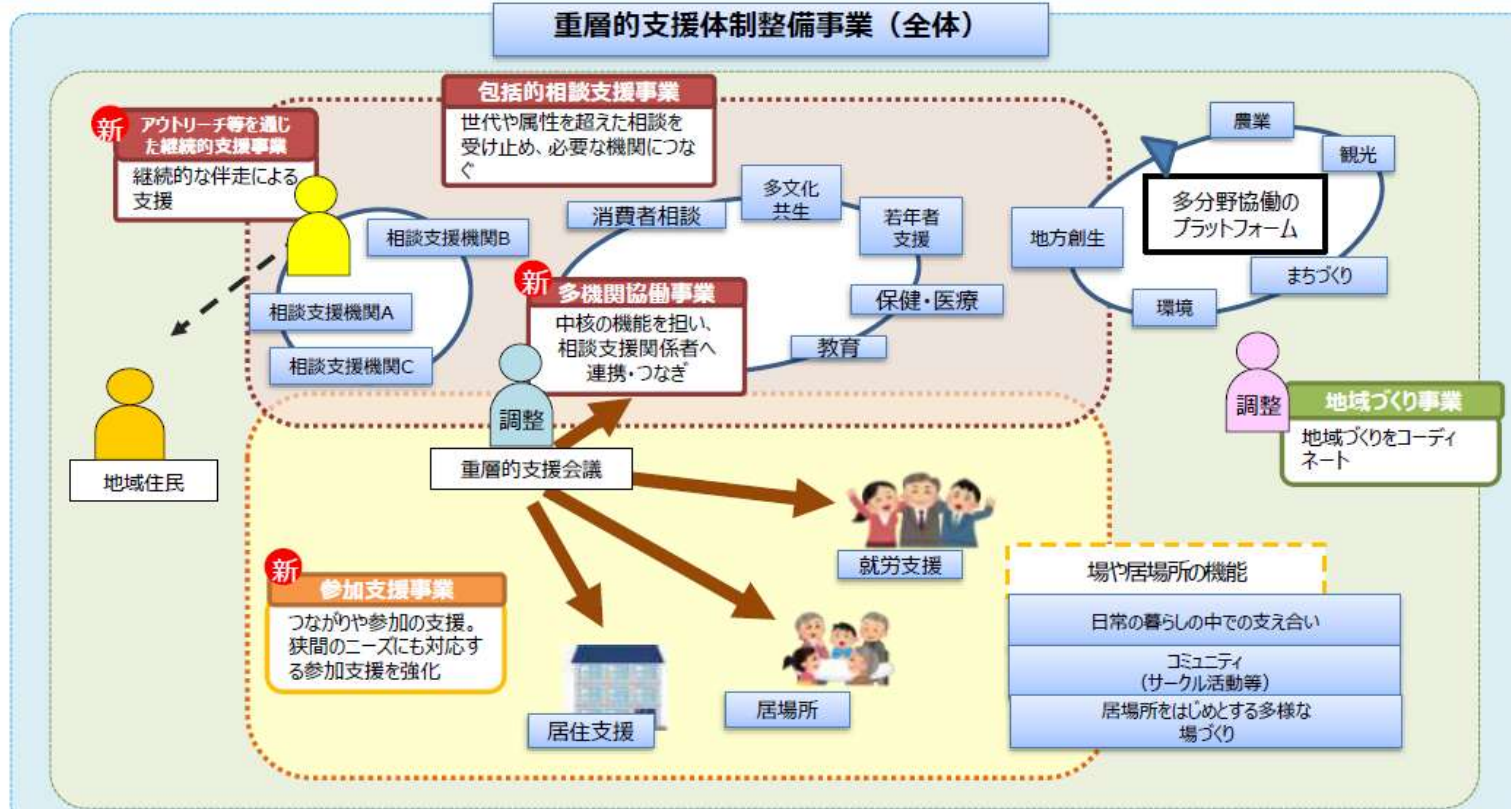
- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



重層的支援体制整事業における各事業の考え方

包括的相談支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

- **属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める**
各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能なサービスの情報提供などを行う。
- **支援機関のネットワークで対応する**
受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。
- **複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ**
また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

重層的支援体制整備事業における各事業の考え方

新規

多機関協働事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第5号)

- **市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する**
多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。
- **重曹的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす**
重曹的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。
- **支援関係機関の役割分担を図る**
単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成（社会福祉法第106条の4第2項第6号）は、多機関協働事業と一体的に実施。

重層的支援体制整事業における各事業の考え方

新規

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第4号)

- **支援が届いていない人に支援を届ける**
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
- **会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける**
各種会議や支援関係者との連携を通じて、地域の状況などにかかる情報を幅広く収集し、ニーズを抱える相談者を見付ける。
- **本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く**
本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

※ 例えば、ひきこもりの状態にある人の場合には、継続的に本人に手紙を残したり、興味・関心に合わせた情報提供を行うほか、家族との関係性に配慮したうえで、家族支援を通じて、本人と関わる糸口を見つけるといった支援が考えられる。

重層的支援体制整事業における各事業の考え方

新規

参加支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

○ 社会とのつながりを作るための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、本人と支援メニューのマッチングを行う。
また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。

○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップする。
また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートする。

重層的支援体制整事業における各事業の考え方

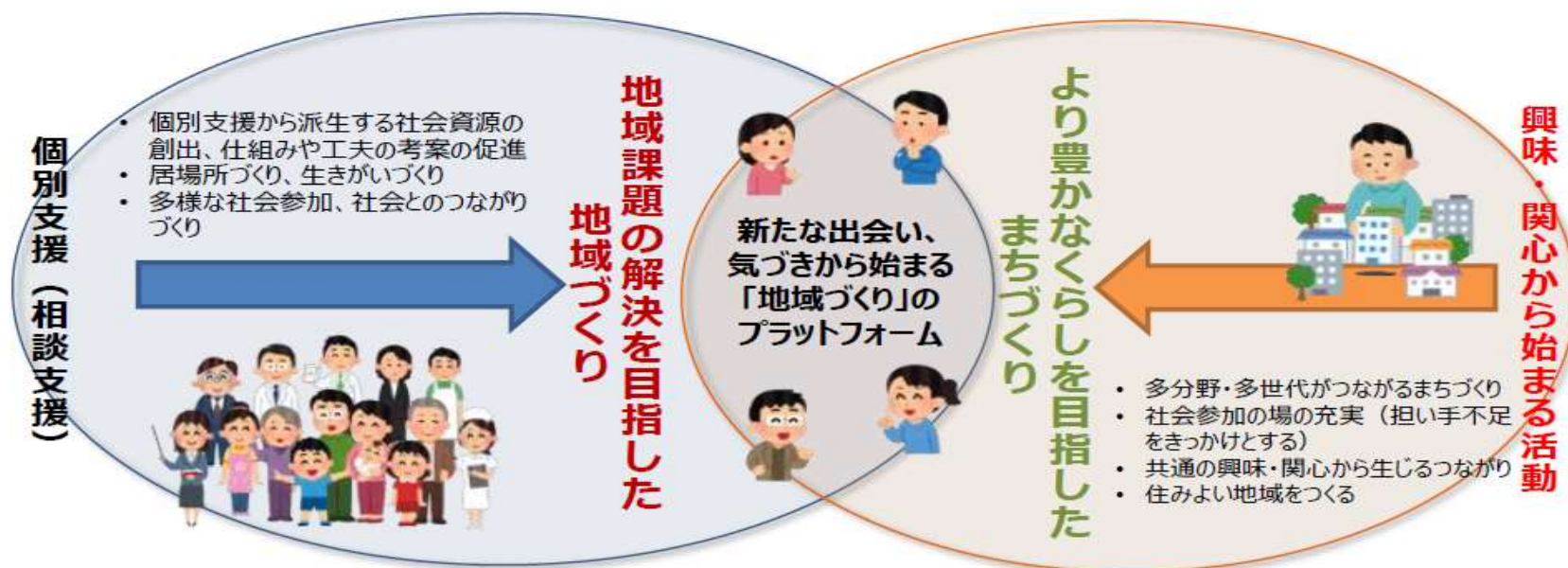
地域づくり事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

- **世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する**
地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。
- **交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする**
地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせる。
また、市町村域などのより広い圏域でもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかける。
- **地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る**
多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図る。

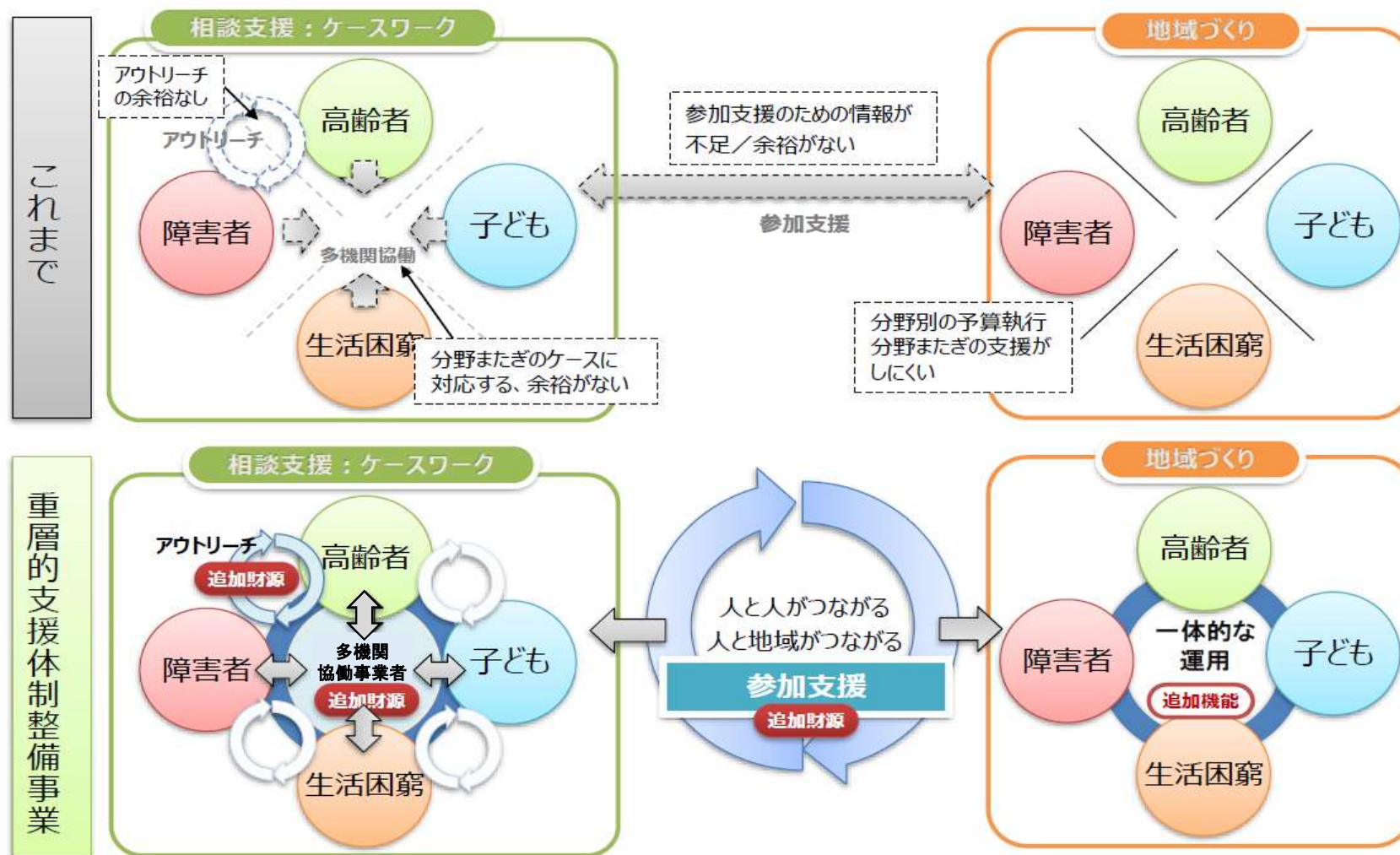
プラットフォームの展開のイメージ

- 重層的支援体制整備事業における「プラットフォーム」とは、分野、領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、新たなつながりの中から更なる展開を生むための“場”（拠点だけではなく、機会等も含む）を指す。
- こうした地域のプラットフォームは、地域に一つではなく多様に存在していることが重要であり、多様性を確保するためには、既存の協議の場等を把握し、活用しながら整備していくことが求められる。
- 行政主導の展開ではなく、これまでつながりが薄かった様々な関係者が新たに出会い、気づきや学びを得て、目指す方向性や将来像を共有しながら、地域における多種多様な活動が活性化されていくプロセスが、地域自体の継続性を高めることにもつながっていく。



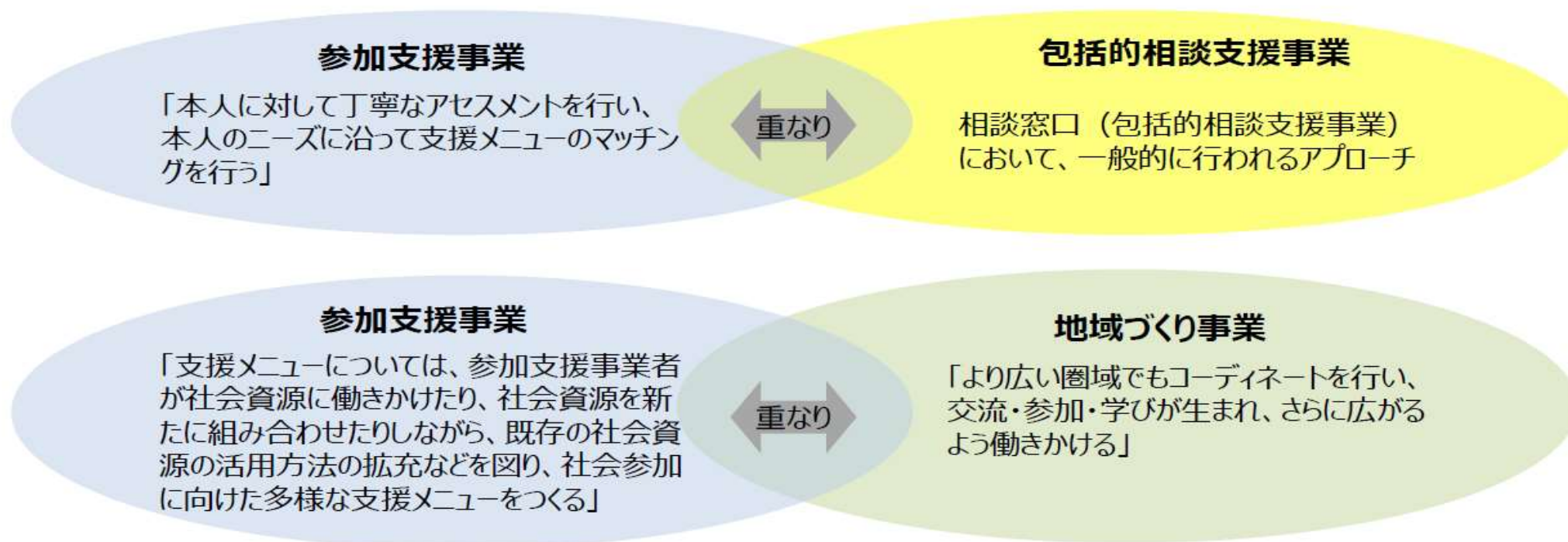
出典：第4回「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働に関する検討会」資料を改編

重層的支援体制整備事業で何が変わるのか



【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
 「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」（2021）

各事業間の「支援のしづらさ」の解消を目指す



各事業は、制度や仕組み上の「支援しづらさ」の解消を目指しているため、**事業間でその役割を柔軟に調整して、事業全体をデザインできるように** 重なり部分が用意されている。

この重なり部分がある点こそが、本事業の最大の特徴。

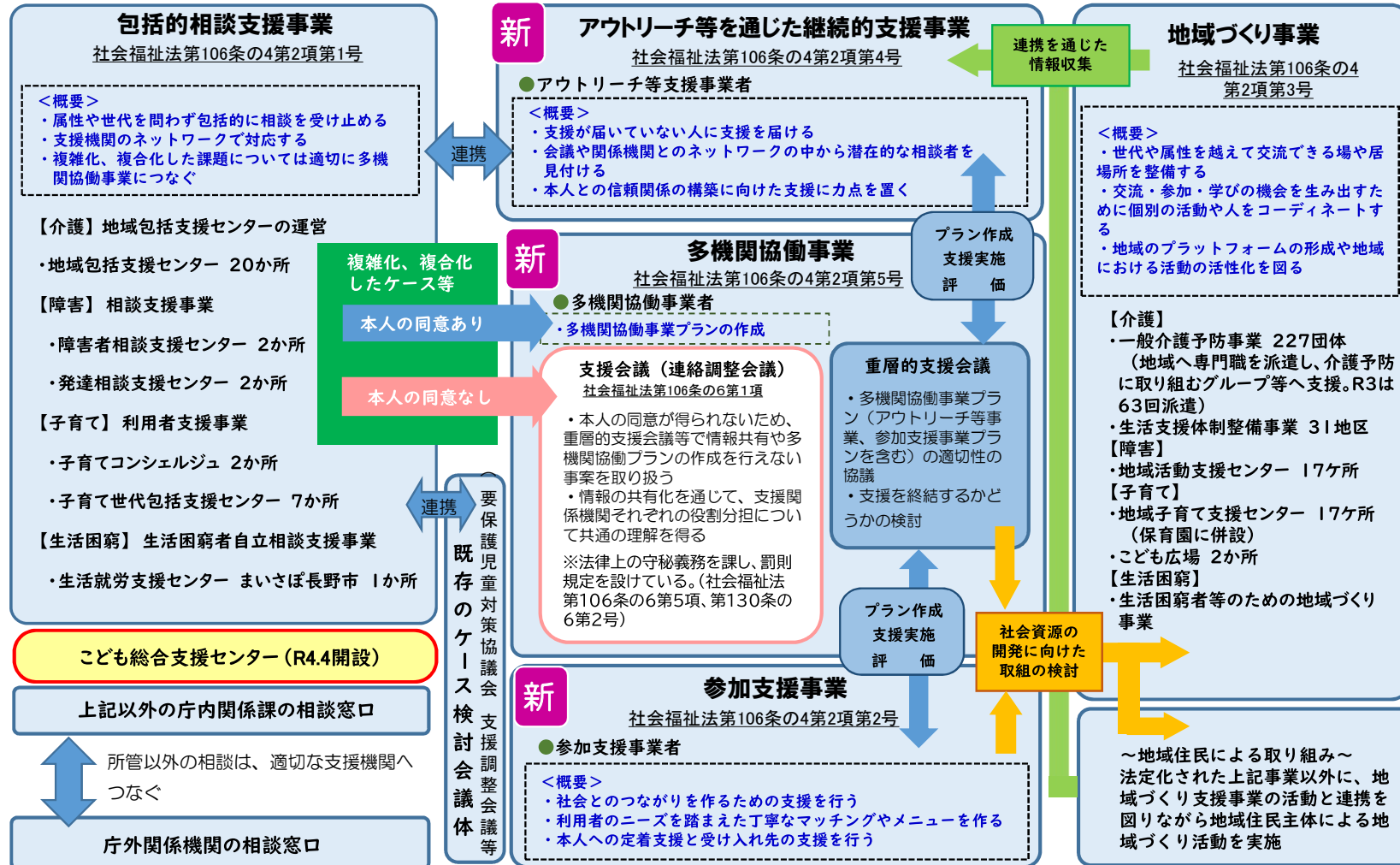
【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」（2021）

重層的支援体制整備事業の全体像

長野市版「重層的支援体制整備」について

- 【目的】 ●社会的孤立など、生きる上での困難・生きづらさはあるが**既存の制度の対象となりにくいケースへの対応**
●「8050」問題やダブルケアなど、個人・世帯が**複数の生活上の課題を抱えているケースへの対応等**



長野市の事業実施に向けてのこれまでとこれから

令和2年度

関係機関への助言やネットワーク構築等を行うことにより、複合化した福祉に関する課題を抱える住民がどの支援機関で相談しても適切な支援が受けられる状態を実現することを目的に、**モデル事業「福祉の総合相談体制一元化事業業務委託」**を実施。

令和3年度

- 社会福祉協議会に包括化推進員を配置
- 重層的支援体制整備事業推進検討会の設置

<作業部会の取組状況>

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 第1回：令和3年5月24日 | 重層的支援体制整備事業の概要 |
| 第2回：令和3年7月2日 | 相談支援事業及び関係支援機関との意見交換会 |
| 第3回：令和3年9月29日 | 重層的支援体制の構築に向けた課題整理と体制 |
| 第4回：令和3年11月11日 | 多機関協働事業の相談支援状況 |
| 第5回：令和3年12月27日 | 長野市版つなぐシート(案) |

長野市の事業実施に向けてのこれまでとこれから

令和4年度

重層的支援体制整備事業推進検討会に加えて**コアメンバー会議**の開催

＜作業部会の取組状況＞

- 第6回：令和4年4月20日 事業概要及び作業部会の進め方
- 第7回：令和4年5月24日 つなぐシート（案）の運用、長野市相談機関一覧の作成
- 第8回：令和4年7月26日 重層的支援会議・支援会議（シュミレーション）
- 第9回：令和4年8月26日 既存のアウトリーチ支援の整理
- 第10回：令和4年9月27日 既存の参加支援の整理
- 第11回：令和4年11月22日 一括交付金及び実施計画について
- 第12回：令和4年12月27日 支援会議及び重層的支援会議のプレ開催について
- 第13回：令和5年1月24日 新規事業の仕様等について

令和5年度（予定）

- 重層的支援体制事業実施計画策作成
- 重層的支援会議及び支援会議のプレ会議の開催
- 委託先事業者等への説明